

公 示 日 : 2021 年 11 月 17 日(水)

調達管理番号 : 21a00903

国 名 : サモア国

担 当 部 署 : 地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名 : サモア国沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト・フェーズ 2 (無収水管理)

## 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 無収水管理
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 1 月中旬から 2024 年 11 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 16.00、国内 2.00、合計 18.00
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 5 日、現地業務 60 日、国内整理 3 日
- ・ 第 2 次 国内準備 2 日、現地業務 60 日、国内整理 3 日
- ・ 第 3 次 国内準備 2 日、現地業務 60 日、国内整理 3 日
- ・ 第 4 次 国内準備 2 日、現地業務 90 日、国内整理 3 日
- ・ 第 5 次 国内準備 2 日、現地業務 60 日、国内整理 3 日
- ・ 第 6 次 国内準備 2 日、現地業務 90 日、国内整理 3 日
- ・ 第 7 次 国内準備 2 日、現地業務 60 日、国内整理 5 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、全ての派遣期間において具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、9. 特記事項を参照願います。

### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の14%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の14%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2021年12月8日(水)（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部1階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2021年12月21日(火)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	無収水管理に係る各種業務
対象国・地域又は類似地域	サモア／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：「サモア国沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト フェーズ2 詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号 20a00512 の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者
- (2) 必要予防接種：現時点では、サモア入国に際して、新型コロナウイルスワクチン（製造元は問わない）の接種証明の提示が必要
- (3) 業務の背景

サモア独立国（以下、サモア）は、首都アピア（人口約 4 万人）のあるウポル島とサバイイ島の主に 2 つの島から構成されている島嶼国である。水道事業は約 300 人の職員を擁するサモア水道公社（SWA：Samoa Water Authority。以下、「SWA」）が運営しており、全人口の約 88%（約 17 万人、2021 年）が利用している。SDGs 6.1.1 の指標「安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合」は、2017 年で 59%である。

アピアでは、漏水等による高い無収水率が課題であり、アピアの最大の給水区であるアラオア給水区（給水人口約 1.8 万人）では、2014 年時点で給水量の 68%が無収水であった。また、浄水場がなく原水を未処理で給水している給水区が存在し、浄水場がある給水区においても降雨後の濁度が上昇する期間を中心に浄水場の運転が適切に行われておらず、大腸菌が検出されるなどサモアの国家飲料水基準を満たしていなかった。このような低いサービス水準のため、顧客が水道サービスに満足しておらず、定額料金制が適用されている顧客の存在、低い料金徴収率、無収水などの問題があいまって、SWA の財務状況は赤字であり、その結果サービス水準が悪化するという悪循環を招いていた。

これらの課題に対応すべく、JICA は沖縄県内の自治体と連携し、草の根技術協力、課題別研修、技術協力プロジェクト、無償資金協力の複数のスキームを組み合わせたパッケージによる協力を実施してきた。沖縄県宮古島市による草の根技術協力「サモア水道事業運営（宮古島モデル）支援協力」（2010 年～2013 年）では、漏水修理及び探知、緩速ろ過（生物浄化法）浄水場の運転等の能力強化を行い、2010 年から開始された課題別研修「島嶼国を対象とした水資源管理・保全」は、沖縄県内の複数の自治体の協力により実施され、2019 年までに SWA から延べ 16 人が参加し、SWA に対する沖縄連携による支援の基盤が作られた。これらの成果を引継ぎ、本プロジェクトのフェーズ 1 にあたる技術協力「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」（2014 年～2019 年。以下、「CEPSO 1」）では、沖縄県企業局を中心に那覇市、石垣市、名護市、沖縄市、宮古島市、南部水道企業団の協力を得て、管路施工・漏水修理能力、配水管理能力、漏水探知能力、水質管理体制、浄水場運転管理能力の 5 分野において能力強化を行った。アラオア給水区を対象に、各分野の標準作業手順書（SOP）を作成

し内部研修を実施するとともに、水圧を測定して適正な水圧になるように対策を講じたり、無収水削減計画を立案し、配水管網を配水管理区域（DMA：District Metered Area）に分割して流量を測定し、無収水率のモニタリングと効果的な無収水対策が実施できる体制を構築したりした。さらに無償資金協力「都市水道改善計画」（2014年 E/N、約18億円）では、原水のまま給水されていたアピアの3つの給水区を対象に、浄水場や送配水施設の建設を行った。

その結果、アラオア給水区の無収水率は68%（2014年）から36%（2019年）に大幅に改善し、アピアの7つの浄水場で飲料水水質基準を100%達成できるようになり、水道水からの大腸菌の検出もなくなった。無償資金協力の対象給水区は8～12時間の時間給水であったが、事業実施後は24時間給水化を達成した。水道サービスが改善したことから、顧客満足度が向上し、アピア全体の水道接続数は1.4倍に増加し、アラオア給区内の料金徴収率はほぼ100%を達成し、定額制での料金徴収も1/5以下に減少した。これらの成果により、赤字であったSWAの財務収支は、2017から2020年の4年間において黒字を達成した。

このように、アラオア給水区及び無償資金協力の対象給水区において飛躍的な水道サービスの向上が達成されたが、SWAでは政府の交付金およびドナーからの支援がなければ営業収支は未だ赤字傾向にある。そのため、こうした支援がなくとも黒字化を達成し、自立的な施設整備への投資ができる財務状況まで改善するためには、無収水対策等の活動を他の給水区に広げ、有収水量と接続数の増加を図り、料金徴収率の向上に寄与する顧客満足度を改善する水道サービスの提供を実現することが重要である。そのためには、地方課主管の最大給水区であり、送配水管が老朽化し無収水率も高いフルアソウ EU 給水区（無収水率52%、2018年）及び、サバイイ課主管の最大の給水区であるサバイイ島パラウリ給水区（無収水率51%、2018年）において、効果的な無収水対策を実践できる体制構築と能力強化が必要である。SWAではCEPSO1で能力を強化した市街課による他課への技術指導を強化するために、市街課職員と地方課職員が一定期間配置換えをするローテーションシステムを実施し、これまで一定の効果がみられる。一方で、市街課職員が移動に時間がかかるサバイイ課への技術移転に時間を割くのが難しい現状もあり、地方課とサバイイ課の双方に体系的な無収水削減対策のノウハウを習得したいという強いニーズがある。こうした点に鑑み、地方課およびサバイイ課における無収水対策の強化に加え、水質分析、浄水場運転管理等のその他の分野も含めたCEPSO1で育成された技術者の講師としてのスキルアップと講師となれる人員数の増加、およびドナー等の支援に頼らずSWA内部で自立的に技術を他課へ横展開する仕組み作りが必要となっている。

以上を踏まえ、サモア政府は、フルアソウ EU 給水区及びパラウリ給水区での無収水対策及びSWAでの内部研修制度設立に係る技術協力プロジェクトを日本

に要請し、主に無収水対策（無収水管理・配水量分析・商業的損失対策）支援及び無収水対策に係る内部研修体制整備を目的に、本専門家を派遣することとなった。

## 6. 業務の内容

本業務において本業務従事者が実施する内容は、以下のとおりである。業務の実施に当たっては、「9. (1) ②現地での業務体制」に示す長期専門家や短期専門家からサポートを受け、また必要に応じ長期専門家をサポートし、本プロジェクトの目的達成に向けて、協力・連携を取りながら業務を実施すること。

### (1) 第1次国内準備期間（2022年1月下旬）

- 1) プロジェクト関係資料を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。特にフェーズ1の活動状況・結果について把握し、サモアにおける無収水管理の現状と課題、動向を把握する。
- 2) 我が国が協力している類似プロジェクトの内容及成果について把握し、グッド・プラクティス、教訓に関する情報を収集する。
- 3) 他ドナーの実施する無収水管理に関する資料などを収集・分析する。
- 4) 現地業務期間のワークプラン(英文)(案)について、JICA 地球環境部と協議した上で、JICA サモア支所及びプロジェクトチームとのオンライン会議にて、内容を確認する。

### (2) 第1次現地業務期間（2022年2月中旬～2022年4月中旬）

以下、1)～5)の業務を実施する。

#### 1) ワークプラン(英文)の作成

現地業務開始時に、フルアソウ EU 給水区及びパラウリ給水区の無収水管理の実態を、現場にて詳細に把握すると共に、SWA の総裁、カウンターパート職員、及び派遣中のプロジェクト専門家と、現地業務期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合せ、現地業務期間中に実施すべき業務の計画をワークプラン（英文）に取りまとめる。

なお、両給水区における配水管理状況のレビュー（配水管網図の整備状況、流量計・減圧弁・バルブ等の設置状況、流量の測定・水圧管理状況等）、地方課およびサバイイ課の配水管理（配水量分析・水圧管理）能力に関する能力レベルの把握、水圧ベースライン調査の一部分については、プロジェクトの長期専門家が 2022 年の 1 月から 2 月にかけて一部実施することが想定されており、進捗状況を確認し、ワークプランにそのフォローやプロジェクト長期専門家との業務分担について含めること。

## 2) 研修タスクチームの確立支援

本プロジェクトでは、SWA での内部研修制度の構築を目的としているため、フェーズ1のカウンターパート職員、人材育成班職員等で構成された研修タスクチームが両給水区への研修や指導を行い、本業務従事者の専門家は研修タスクチームへの技術移転を行うことで、間接的に両給水区のSWAの人材育成の達成を目指すこと。また、プロジェクト終了後も他給水区を担当する職員へSWA 内部で無収水管理に係る技術移転が行われる仕組みを構築できるよう、研修タスクチームへの主体性や自立発展性を育むことを念頭に置いた支援を行うこと。

本専門家は研修タスクチームのうち、特に無収水対策の計画策定やその実施を行えるよう無収水対策分野に係る研修タスクチームの確立を支援する。後述する無収水現況報告書に基づき、実行力のあるタスクチームとなるよう、タスクチームの目的、構成メンバー、役割、責任、体制について助言する。なお、研修タスクチームは無収水対策のみならず、水質、浄水場運転管理、5S等の分野からも構成されており、それぞれの分野との連携も検討すること。

なお、JICA 直営の長期専門家及び短期専門家と連携をして、研修タスクチームと、無収水分野の研修カリキュラムの策定、研修スケジュールの策定、講師育成研修（TOT）の実施、研修教材の整理、研修効果の測定、研修の実施支援、研修のレビューを、第一次現地業務期間及び契約期間全体で継続的に支援を行うこと。

## 3) 無収水現況報告書の作成支援

フルアソウ EU 給水区及びパラウリ給水区の無収水管理に関する現状を多角的な視点から把握し、課題を整理し、現状分析の結果を報告書（英文）として取りまとめることを支援する。とりまとめた結果に基づきSWA（特に地方課及びサバイイ課）に効率的な無収水対策の必要性、無収水対策よりもたらされる経営への良い影響などを無収水対策の現況の成果、課題、財務面での便益の観点などから説明し今後の無収水対策へのモチベーションの向上を試みる。なお、以下の観点から情報を収集、課題を整理・分析し現状及び改善点をSWAに提言すること。

### ① 無収水対策に係るSWAの実施体制及び実施状況

- ・ 両給水区で無収水対策に関わる業務を行っている地方課、サバイイ課及び料金徴収業務などの部署横断的な業務のうち、無収水に関連する業務について、その業務内容、業務フロー、人員配置、

#### 実施状況

- ・ 無収水対策に関わらず部署横断的に組織されている既存のタスクフォースがあればその目的、役割、機能、活動状況
- ・ 職員のモチベーション向上及び活動に係るインセンティブ向上に係る組織的取り組み

#### ② 既存データに基づく現状整理及び分析

これまで SWA 及びプロジェクトを通じて収集・作成された無収水に関連するデータを整理し分析する。

- ・ 各配水管理区域（DMA）の無収水率の算出精度
- ・ 各 DMA に係る無収水率の変動
- ・ 各 DMA の無収水率の物理的損失、商業的損失など要因別での分析
- ・ 他のドナーの援助に係る無収水対策の現状分析
- ・ 無収水削減活動により得られている便益（財務面での増収や生産水量の削減など）

#### ③ 配水量分析

- ・ 研修タスクチームを通じて配水管理に関する基礎研修（配水量分析、水圧管理、DMA 設置等）を実施し、実際に両給水区において配水量分析（家庭内漏水及び顧客管理台帳の確認・更新を含む）を実施し、それにより得られた情報

#### 4) フルアソウ EU 給水区のパイロット DMA の決定及び活動内容の支援

効率的、効果的に無収水対策を進めていくために、無収水削減計画の策定支援に先んじ、パイロット DMA で無収水対策を実施し、その結果や教訓を無収水削減計画に反映させる。このため、現状分析結果に基づきパイロット DMA を SWA と共に選定し、具体的な無収水対策の活動内容や実施プロセスを協議し、SWA が早期に無収水対策に着手できるよう支援する。また、漏水対策等の物理的損失対策については直営専門家の活動であるが、連携を取りつつ、これらの範囲を除く無収水対策である以下にかかる活動を支援する。

なお、第 1 次現地業務期間では、フルアソウ EU 給水区を対象とすることを想定している。

- ① 商業的損失改善にかかる顧客管理、検針、料金徴収、盗水対策、等の活動の指導。
- ② 検針や料金徴収の改善、住民への啓発活動（メーターの正しい利用、盗水・不法接続対策、料金支払い、漏水発見時の通報）等の活動の指

導。

- ③ 上記①、②の指導に関連する標準作業手順書（SOP）の作成の支援。SOP の作成においては、長期専門家と十分に相談しこれまで作成された SOP を参考にしつつ作成を支援する。
- ④ 作成された SOP に基づき SWA が実施する内部研修の計画と実施の支援。具体的には、研修タスクチームで講師となるカウンターパート職員や関連する部署と共に内部研修を計画し、研修資料の作成を支援し、研修の実施も指導する。また、内部研修の計画及び実施の支援にあたっては、長期専門家と十分に相談し、これまで実施された研修を参考にしつつ支援する。

#### 5) フルアソウ EU 給水区の無収水削減計画の作成支援

SWA が研修タスクチームを通じてプロジェクト期間中に実施可能な無収水削減計画の策定を支援する。無収水削減計画の作成支援においては以下の点を留意すること。なお、第 1 次現地業務期間では、フルアソウ EU 給水区の無収水削減計画を策定とすることを想定している。

##### ① 無収水削減計画の概要

本プロジェクトの詳細計画策定調査の SWA とのインタビューより、フルアソウ EU 給水区では既に DMA が 2 か所構築されており、今後は 33 区分の DMA を構築予定であることが分かっている。既存及び構築予定の DMA について、優先順位付けや各 DMA の無収水対策実施プロセス、活動内容、実施スケジュールなどの策定を支援する。具体的には、無収水削減の目的、無収水の定義、実施体制、各 DMA の特徴、各 DMA での実施プロセス・活動内容、活動スケジュール、プロジェクト管理、パイロット DMA の結果と教訓といった項目を含めること。なお、効率的・効果的に無収水対策を進めていくために、パイロット DMA の活動結果に基づく教訓なども無収水削減計画に反映させることにするが、無収水削減計画の作成がパイロット DMA での活動が終了前に完了する場合もある。この場合には、活動終了後に教訓をとりまとめ、無収水削減計画に反映し計画を更新することとする。

##### ② 自律性及び主体性

SWA が自律的・主体的に無収水削減計画を策定するよう支援すること。また、このために無収水現況報告書を分かり易く取り纏められるよう支援し、優先課題や実施すべき活動について SWA と協議すること。

##### ③ 予算



無収水対策に係る予算は SWA の予算を用いることから、SWA の予算の制約に留意すること。大規模な管路施工など大きな費用の捻出が見込まれる活動については、SWA の予算年度、予算申請の時期などに留意した計画となるよう SWA と十分に協議すること。

④ 直営の長期・短期専門家の活動との連携

効果的・効率的に無収水対策を実施していくことができるよう、直営で派遣される短期専門家の活動内容や時期に留意すること。短期専門家の活動時期や活動内容については、長期専門家に確認し、無収水削減計画の実施促進に資する活動を短期専門家が実施できるよう計画内容及びスケジュールを検討すると共に調整すること。

⑤ 目標無収水率

無収水削減計画の中では、プロジェクト終了時に達成すべき目標の無収水率を記載すること。現時点では、Corporate Plan 2021-2024 で設定されている 44%をフルアソウ EU 給水区（パラウリ給水区は 32%が目標値）の目標無収水率にすることを想定しているが、現地活動の結果から、長期専門家、SWA、JICA と協議をして JCC 等の場で合意をして目標値を変更することも可とする。

(3) 第 1 次国内整理期間/第 2 次国内準備期間（2022 年 4 月下旬～5 月下旬）、  
第 2 次国内整理期間/第 3 次国内準備期間（2022 年 9 月上旬～10 月上旬）

第 1 次国内整理期間においては、第 1 次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。また、第 2 次現地業務に係る業務計画を第 2 次国内準備期間で検討し、JICA 地球環境部に報告する。

第 2 次国内整理期間においても、同様に第 2 次現地業務の現地業務結果報告書（和文）を JICA 地球環境部に報告し、第 3 次国内準備期間で第 3 次現地業務に係る業務計画の作成、JICA 地球環境部への報告を行う。

(4) 第 2 次現地業務期間（2022 年 6 月上旬～2022 年 8 月下旬）

第 3 次現地業務期間（2022 年 10 月中旬～2022 年 12 月中旬）

以下、1)～4) の業務を実施する。なお、第 1 次現地業務時に終了しなかった活動については上述（2）から継続して実施する。

1) 研修タスクチームの強化支援

第 1 次現地業務期間に支援をした研修タスクチームの活動状況を確認し、活動状況に応じ必要な助言及び支援を行うこと。

2) フルアソウ EU 給水区のパイロット DMA 活動支援

パイロット DMA における活動を第 1 次現地業務から継続して支援する。

また、活動の結果を通じて明らかとなった課題や効果的な活動を数値で現し、分析し教訓を SWA と共にとりまとめ、無収水削減計画に反映すると共に SWA の総裁に報告する。この際、活動に要した費用と効果を把握し費用対効果も分析すること。

3) フルアソウ EU 給水区の無収水削減計画の作成及び更新支援

無収水削減計画の作成を第 1 次現地業務から継続して支援する。パイロット DMA での活動の状況に応じ得られた教訓を反映させる。

4) フルアソウ EU 給水区の無収水削減計画の実施支援

パイロット DMA の活動が完了し次第、無収水削減計画に準じた無収水対策の実施を支援していく。実施支援に関しては以下の点を留意すること。

- ① 商業的損失対策に係る活動及び実施プロセスについて研修タスクチームを通じて助言、支援する。
- ② 物理的損失に係る直営の短期専門家の活動と連携を取りつつ、短期専門家の不在時に活動が継続されるよう適宜、フォローすること。
- ③ 活動前後で成果を測ることができるようデータを取得し、活動結果をとりまとめることを支援する。
- ④ 無収水対策の指導内容を SOP として取りまとめるよう SWA を支援する。SOP の作成においては、長期専門家と十分に相談しこれまで作成された SOP を参考にしつつ作成を支援する。
- ⑤ 作成された SOP に基づき研修タスクチームが実施する内部研修の計画と実施の支援を行う。具体的には、講師となるカウンターパート職員と共に内部研修を計画し、実施に必要な研修資料の作成や研修の実施方法を指導し、効果的な研修となるよう支援する。また、内部研修の計画及び実施の支援にあたっては、長期専門家と十分に相談し、これまで実施された研修を参考にしつつ支援する。

(5) 第 3 次国内整理期間/第 4 次国内準備期間 (2023 年 1 月下旬～2 月下旬)、  
第 4 次国内整理期間/第 5 次国内準備期間 (2023 年 7 月上旬～7 月中旬)

第 3 次国内整理期間においては、第 3 次現地業務の現地業務結果報告書 (和文) を JICA 地球環境部に提出し、報告する。また、第 4 次現地業務に係る業務計画を第 4 次国内準備期間で検討し、JICA 地球環境部に報告する。

第 4 次国内整理期間においても、同様に第 4 次現地業務の現地業務結果報告書 (和文) を JICA 地球環境部に報告し、第 5 次国内準備期間で第 5 次現地業務に係る業務計画の作成、JICA 地球環境部への報告を行う。

(6) 第 4 次現地業務期間 (2023 年 3 月下旬～2023 年 6 月下旬)

第5次現地業務期間（2023年8月上旬～2023年10月上旬）

以下、1)～4)の業務を実施する。なお、第3次現地業務時に終了しなかった活動については上述（4）から継続して実施する。

1) 研修タスクチームの強化支援

前回現地業務時と同様に、研修タスクチームの活動状況を確認し、活動状況に応じ必要な助言及び支援を行うこと。

2) パラウリ給水区のパイロットDMA活動支援

パラウリ給水区では、DMAを2つ設置しており、今後7から9つ程度のDMAを構築することが詳細計画策定調査のインタビューより分かっている。フルアソウEU給水区と同様に、パイロットDMAの構築を支援し、活動の結果を通じて明らかとなった課題や効果的な活動を数値で現し、分析し教訓をSWAと共にとりまとめ、パラウリ給水区の無収水削減計画に反映すると共にSWAの総裁に報告する。この際、活動に要した費用と効果を把握し費用対効果も分析すること。

3) パラウリ給水区の無収水削減計画の作成及び更新支援

フルアソウEU給水区の無収水削減計画と同様に、パラウリ給水区においても無収水削減計画の策定を支援し、パイロットDMAでの活動の状況に応じ得られた教訓を反映させ更新を行う。

4) パラウリ給水区の無収水削減計画の実施支援

パイロットDMAの活動が完了し次第、無収水削減計画に準じた無収水対策の実施を支援していく。実施支援に関しては（4）に記載したフルアソウEU給水区の事項について、パラウリ給水区でも留意すること。

（7）第5次国内整理期間/第6次国内準備期間（2023年11月下旬～12月下旬）、  
第6次国内整理期間/第7次国内準備期間（2024年5月上旬～5月下旬）

第5次国内整理期間においては、第5次現地業務の現地業務結果報告書（和文）をJICA地球環境部に提出し、報告する。また、第6次現地業務に係る業務計画を第6次国内準備期間で検討し、JICA地球環境部に報告する。

第7次国内整理期間においても、同様に第6次現地業務の現地業務結果報告書（和文）をJICA地球環境部に報告し、第7次国内準備期間で第7次現地業務に係る業務計画の作成、JICA地球環境部への報告を行う。

（8）第6次現地業務期間（2024年1月下旬～2024年4月下旬）

第7次現地業務期間（2024年6月上旬～2024年8月上旬）

これまでの現地業務時期の間に完了していない業務については（6）より継続して実施する。併せて、以下の業務を実施すること。

- 1) 無収水削減活動計画の活動結果を全てレビューし、その活動成果をとりまとめ、今後の無収水対策に関し、費用対効果の高かった活動、今後取り組むべき活動などを SWA に提言する。
- 2) フルアソウ EU 給水区及びパラウリ給水区での活動を踏まえ、内部研修制度が本プロジェクトの終了後も SWA で自立・発展していくよう、教訓や今後対応すべき事項を SWA に提言する。
- 3) これまでの全ての活動結果をまとめ、第 7 次現地業務期間終了までに 1) 及び 2) の教訓や提言を含んだ現地業務完了報告書(英文)を作成し、JICA 地球環境部の確認を経たうえで C/P 及び JICA サモア支所に提出し、報告する。

(9) 第 7 次国内整理期間 (2024 年 10 月)

専門家業務完了報告書(和文)を JICA 地球環境部に報告する。

## 7. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) ワークプラン(全体及び各現地業務時)  
現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。  
英文 4 部(JICA 地球環境部、JICA サモア支所、プロジェクトチーム、C/P 機関)
- (2) 無収水現況報告書(英文)  
詳細は 6. (2) 3)に記載のとおり。  
英文 4 部(JICA 地球環境部、JICA サモア支所、プロジェクトチーム、C/P 機関)
- (3) 現地業務結果報告書  
各現地業務時及び現地業務終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。  
英文 4 部(JICA 地球環境部、JICA サモア支所、プロジェクトチーム、C/P 機関)  
和文 2 部(JICA 地球環境部、JICA サモア支所)  
ただし、第 7 次現地業務結果報告書(英文)は現地業務完了報告書(英文)をもって代えることとする。
- (4) 専門家業務完了報告書(和文 3 部)  
2024 年 10 月 15 日(火)までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務完了報告書（和文）を、JICA 地球環境部及び JICA サモア支所に提出し、報告する。

研修タスクチームと策定した研修カリキュラム及び研修教材集については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 8. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_202103.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf)

留意点は以下のとおりです。

### （１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒オークランド⇒アピア⇒オークランド⇒日本を標準とします。

### （２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

## 9. 特記事項

### （１） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、12月中旬よりクリスマス休暇となること、また、C/P 機関を含むサモア政府官公庁職員の多くが休暇に入るため、12月中旬以降1月上旬の間をのぞいて提案してください。

現時点でサモア入国時にはワクチン接種を完了している場合のみ渡航可能で21日間の隔離期間が必要です。隔離期間は原則として現地業務期間には充てないこととし、国内業務期間の業務を現地業務に振り替えて実施することは可とします。なお、現地での隔離期間が比較的に長いため、業務の効率性を考えて、7回ある現地渡航のうち、複数回の渡航を1つにまとめるなど、業務実施前もしくは実施中に関わらず、柔軟なスケジュールの提案及び変更を JICA と合意の上行うことを可とします。

## ② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下を想定しています。  
なお、研修マネジメント／業務調整を除く短期専門家は沖縄県内の水道事業者（沖縄県企業局、那覇市上下水道局、名護市環境水道部・管工事組合、南部水道企業団等）から派遣予定である。

- ・ チーフアドバイザー／人材育成（長期派遣専門家）
- ・ 研修マネジメント／業務調整（長期派遣専門家）
- ・ 水量測定・水圧管理、漏水探知、管路施工・漏水修理、GIS／管路図、水質分析、浄水場運転管理

## ③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：必要に応じ提供
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じてアレンジ。
- カ) 執務スペースの提供：執務スペース提供（ネット環境完備予定）

## (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 地球環境部水資源グループからメール配付します。配付を希望される方は、[geqwt@jica.go.jp](mailto:geqwt@jica.go.jp)宛てに、配付を希望の旨電子メールをお送りください。

- ・ サモア独立国「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト フェーズ 2」詳細計画策定調査報告書
- ・ サモア独立国「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」専門家業務完了報告書（無収水対策）

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」（2021年4月1日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」
- イ) 提供依頼メール
  - ・ タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA サモア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上